

此村委員

まずはじめに、食の安全性の確保についてお聞きしたいと思っております。

牛肉偽装事件など、各地で、次々と食の安全を脅かす事件が続いておりまして、県民の食の安全性に対する不信がすごく高まっていると思います。

その結果が、昨日提出されました食に関する意識調査の中で、9割の人が食品について不安を感じていると。こういうデータが出ておりますし、これは新聞記事でございますけれども、県政モニターを対象に、アンケートを実施したところ、今年の5月に発表になったわけでございますが、神奈川の農業の役割について、安全な食品の供給という回答が8割以上で最も高かったと、いかに県民の皆さんの食に対する安全性に関する関心が高まっているかと、こういうことでございます。

そこで、食の安全・安心が県民にとって必要なことであり、正に県としてどれだけ積極的にこの問題に取り組んでいくのかということが、今、問われているのではないかと考えております。県では、神奈川県食の安全・安心推進会議を設置して取り組んでいることは承知いたしておりますけれども、もっと具体的な促進を図るべきと常々考えております。

そこで、食の安全性を確保するための取組について何点かお伺いしたいと思います。

はじめに、県民の食の安全を確保するために、県はどのような食の安全対策を行っているのか、確認のためにお聞きしておきたいと思っております。

農業振興課長

食の安全性の確保ということでございますが、委員からもお話がございました、副知事が座長をしております神奈川県食の安全・安心推進会議、これを中心にしまして、生産から消費に至る施策の総合的な企画や調整を行うとともに、食に起因する重大な健康被害等の緊急事態に対応しているところでございます。

また、県が取り組んでいる事業といたしましては、県民会議の開催あるいはシンポジウムの開催、情報誌の発行などによりまして、食に関する意見交換や情報提供、また、農薬販売者への指導あるいは家畜伝染病の検査などを通じまして、生産段階における安全の確保を図るとともに、製造・流通段階における検査及び指導の充実を図っているところでございます。

此村委員

いろいろとやっただけであるように思いますが、問題は、もっと具体的に県民がなるほどと、こういうことをやっているのかということであるように、形として残り具体的な実効性があるということが必要だろうというふうに思うのですが、神奈川県にはない様々な取組を他県ではやっていますね。神奈川県は他県でやっていないことをやっているのかどうか分かりませんが、少なくとも神奈川県がやっていないような取組を東京都とか滋賀県だとか静岡県だとかいろいろとやっておりますが、どんなことをやっているのか、代表的なものを御説明いただきたいと思っております。

農業振興課長

他県の取組を十分に本県の方で押さえているわけではございませんが、東京都と静岡県
の取組を少し御紹介させていただきます。

まず、東京都でございますけれども、生産情報の提供をする食品事業者登録制度とい
うものを平成16年度から実施をしているところでございまして、この仕組みとしては、
食品の生産情報の提供に積極的に取り組む食品事業者とその食品を消費者に明らかにし
ていこうというようなことで、食品購入時の選択に寄与するために、食品事業者の活動、
これを紹介しているものでございます。

具体的に申し上げますと、生産・製造・流通販売に関しまして、知事が定めた記録項
目を記録、保管、情報提供というようなことを条件にいたしまして、生鮮食品から加工
食品までを対象として登録をしているというようなことで、9月初め現在で約2,400事業
者が登録をされているというような状況でございます。

また、静岡県でございますけれども、農水産物認証制度を平成18年、昨年から開始し
たところでございまして、こちらの仕組みについては、生産段階における農水産物の安
全性の確保と情報提供のシステムを県が認証しているというものでございます。

認証基準でございますけれども、病害虫・雑草防除や施肥などの生産工程管理をルー
ル化してそのルールに基づいて記録をして情報提供をするシステム、これが生産者の方
にできていれば、県が認証するというものでございまして、これも9月初め現在で、約
12の生産者と団体が認定をされているという状況でございます。

此村委員

今、東京都と静岡県のお話がありました。東京都は、生産から加工も含めた製品まで
全部取り込まれていると。静岡県の場合は、農産物に限定をされているわけですが、
静岡県のように、こうした制度として県の認証された農産物、これは農産物にとっ
ては良い施策ではないかなと思うわけですが、このような静岡県のような認証制度、こ
れについて神奈川県としてどのように評価して、例えば、良いものならば神奈川県とし
ても取り入れていくと、こういうことは必要かと思いますが、その辺はどのような考え
でいらっしゃいますか。

農業振興課長

まず、県の取組でございますが、認証制度そのものは行ってございませんけれども、
環境保全型農業として、生産をする上で、少しでも化学肥料ですとか農薬を減らしてい
こうということで農薬・化学肥料使用量の30%削減を目標に取り組んでございます。こ
ういった環境保全型農業に取り組まれている農業者団体と知事とが協定を締結するとい
う仕組みを進めさせていただいているところでございます。

また、これは国の制度でございますが、持続農業法という法律がございまして、これ
に基づいてエコファーマーという、これは環境保全型農業にかなり近い仕組みでござい
ますけれども、そういった方を認定するという制度もございまして、それぞれ認定者に
つきましては、ホームページ等で公表させていただいているところでございます。

特に、認証という仕組みにつきましては、こういった取組をよりアピールするという
ような意味合いがあるのかなというふうに思っておりますけれども、なかなか生産者
の方々に御負担をかけるということにもつながりますので、現段階では、柔らかな取組

の仕方ということで、協定締結することで取組をさせていただいているところでございます。

此村委員

生産者の立場も非常に大事ですが、今までの農政というのは、生産者の立場に立った農政ということで大変批判を浴びているわけで、だから、生産者を切り捨てて消費者の立場に立てると私は申し上げませんが、生産者の立場からやってきた農政を、どう今度は消費者の立場から進めていくのかと、こういう視点、そういう意味からしますと、いかに消費者に分かりやすく具体的に示していくかと、こういうことが大事で、消費者の食の安全性について今議論をしているわけでありまして。環境保全型農業を、別に否定するものではありませんが、それはそれとしてやりながら、きちんとやはり消費者に分かりやすいように、具体的なものを、また、県がある程度責任を持ってやる必要があるのではないかと思います。多少の負担がかかるかもしれませんが、結果として、消費者に安心を与えることによって、それは生産者にきちんと戻ってくるわけでありまして、これは是非検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

農業振興課長

静岡県で行っている仕組みでございますけれども、農作業の生産の工程をすべて記帳して、それを公開していくということでございます。神奈川県でも、平成17年からこの仕組みについて検討をさせていただいてございまして、本年から生産者の自主的な取組ということで、その普及を図っていくというふうにご検討されているところでございます。

委員御指摘のとおり、やはり認証制度ということになりますと、非常に県民の方に分かりやすくなるわけでありまして。また、生産者の取組、自主的な取組というお話をしましたけれども、この生産者の取組を進めるためにも、非常に効果的な手法なのかなというふうにご検討でございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、やはりそういった仕組みを進めていくためには、加入される生産者の方々の御負担になってはいけませんから、この御負担を少しでも軽くする手法がないのかどうかも検討させていただいて、その上で制度の在り方について考えてまいりたい、こんなふうにご検討しております。

此村委員

そうすると、要するに、認証制度はやるということで検討しますと、ただ、生産者にいろいろな意味の負担がよりかからないように、そういう手法を見付けながら、探しながら制度として立ち上げていく、こういうとらえ方でいいのですか。

農業振興課長

そのとおりでございます。

此村委員

今の農産物なのですが、昨日も三好委員からお話がありましたが、県民の口にする食品のだいたい7割以上、加工食品であるとか、ということでこの辺をいかに抑えなければならぬということだと思っておりますが、これはいろいろな国の法律とかいろいろなものがありまして大変だと思っておりますが、では、神奈川県としてとりあえず何ができるのかということになるのだろうと思っております。

当然、他県でも、それぞれの県が独自でそういった様々な制度を立ち上げている。その一つが、先ほど説明していただきました東京都の制度であったり、また、滋賀県では、ハサップ、HACCPという一つの制度を用いて今やっています。これは滋賀県だけではなくて、ほかの県でもそういった県が、自治体が増えていると、こういうことでございますが、まずこのハサップについて御説明をいただいて、代表的な県の取組を何か御説明いただければと思います。

農業振興課長

まず、ハサップについてでございますが、これはアメリカのNASAで宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理システムということでございます。食品の原材料の入荷から加工、製品の出荷までの製造工程ごとに、健康に及ぼす可能性をチェックして対策を立てるといような仕組みになってございまして、一般的には、食品製造工場のような場所で利用されているものでございます。

食品衛生法で、ハサップを取り入れた衛生管理を行う食品製造施設につきましては、厚生労働大臣が承認を与える制度というのが既に創設をされてございます。

現在、県内の取組でございますけれども、厚労省の承認を受けている施設として14施設が県内にあるということでございます。非常に安全性を保った施設ということで、県としましては、こういった食品を製造する製造者がこの国の制度により、承認を取得する際の技術的な支援を進めているところでございまして、また、この段階で食品衛生協会と連携してこういった制度についての周知に努めているところというふうに保健所の方から聞いております。

此村委員

保健福祉部との絡みがあるのですが、県独自で、国の制度としてそういったものがある中で、さらに、それを県の実情に合わせてやると。それぞれの県でそれぞれの特徴があるわけですが、神奈川県として、生産から最後の製品に至るまでを押さえてあるのかという、神奈川版のハサップみたいなものを是非やはり検討していくべきではないか。そういうようなことも各県で、国の制度は国の制度としてあるのですが、それぞれの県独自のそういった一つの流れをつくろうという動きが出ているわけですが、その辺、神奈川県としてどう考えられますか。

農業振興課長

国の制度があり、なおかつ今は民間の活力を活用するということで、東京、神奈川というのは多くの認証機関があるものですから、その民間の認証にある程度誘導していくという方向で、これまで政策的には講じてきたわけでございます。

しかしながら、東京都が行っております登録制度、先ほど委員からもお話がございましたけれども、こうした間を埋めるような新しい仕組みづくりということも、ある意味では県民の皆さんに安全・安心をお伝えしていくには一つの基準であると考えられるのではないかというふうに思っております。

現段階では、東京都の制度につきましては、まだ詳細に研究をさせていただいていないものですから、少しその辺り、東京都の施策、他県の施策等も検討させていただいて、神奈川としてどのような方策がとれるのか検討して、食の安全・安心推進会議等で検討

させていただければと考えております。

此村委員

これは是非お願いしたいと思います。私は川崎ですから、すぐ裏の川を渡れば東京という中で、東京はこうなっていますよ、神奈川は違いますよというようなことは成り立たない時代になっておりますし、良いものならば積極的に東京の制度、それを超えるぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

ということで、もう一つ今日の新聞に出ていたのですが、神奈川農政事務所のセミナーということで、食の情報追跡のトレーサビリティーの普及、これは一時話題になっていたのですが、その後どうなっているのか、神奈川県としてどのように取り組んでいるのか、少しお聞かせをいただきたいと思います。

畜産課長

トレーサビリティーについてということでございますが、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、通称牛肉のトレーサビリティー法というのがございます。これがBSEの発生であるとか、表示問題を受けまして、国産牛肉の安全・安心に対する信頼を確保するための、国内で飼われております全ての牛の戸籍に当たります、10けたの個体識別番号を記入して耳標を付けて管理をする。消費者がインターネットで牛肉の生産、流通経路を知ることができる仕組みというものができております。

この法律は平成15年6月11日に公布をされました。生産並びにと畜段階につきましては、平成15年12月1日から施行されています。流通段階については、平成16年12月1日から施行されている法律でございます。この法律のポイントでございますけれども、まず、生産者の義務ということです。子牛が産まれたときに、出生の年月日、雄、雌の区別、それから、母牛の個体の識別番号を届ける、それから、個体識別番号を記入した耳標を装着する。牛を販売したときには、年月日、販売先の届け出をする、耳標の取り外し、耳標のない牛の売買の禁止ということでございます。耳標からの情報としては、飼養地、飼養者、転出・転入の月日、と蓄、死亡の月日等が情報として得られることになっております。

次に、流通業者の義務といたしましては、個体識別番号の表示、伝達情報の記録・管理であり、卸業者であるとか小売業者、焼肉店等の外食業者が対象となっております。

それから、(財)家畜改良センターの役割としましては、牛個体識別台帳の策定、管理、それからDNA鑑定によります確認、インターネットでの情報の公表ということになります。対象は、国産牛肉ということでありまして、ひき肉であるとか切り落としの肉であるとか、惣菜、コンビーフなどの加工品は、この対象からは省かれておるところでございます。

県の役割ということにつきましては、特に規定をされておられませんけれども、この法律の第21条で、関係行政機関の協力というのが規定をされておりますことから、県といたしましても、国と連携を密にした中で、法制度の遵守、生産者の指導をしているところでございます。

此村委員

細々といろいろなことをやらなければならない、トレーサビリティーをやらなければい

けないという情けない世の中であるという、見方を変えればそういうことで、信頼し切って安全で安心した食品が食せると、こういう世の中でないということが残念なわけがあります。先ほどお話がありましたけれども、行政機関としての連携は、何をやっているのかという、具体的な取組をお聞かせいただきたいと思います。

畜産課長

具体的な県としての取組ということでございますけれども、先ほど申しましたように、農政事務所と県の機関との連携として、死亡家畜等が出た場合に、BSEの検査というような中で、このトレーサビリティによります個体識別の表示の耳標等が確認をされているということで、その辺の情報提供等、生産者に対する指導というのが第一ということになっております。

此村委員

分かりました。しっかりとお願いをしたいと思います。

次に、食育の推進についてお聞きしたいと思いますが、今、食育が県の施策として表面に出ているわけでありますが、県民にとって大事なことは、食育も大事ですが、まず目の前の問題として食の安全性というのが大事であるということを押さえていただければと、こういうふうに思っております。

その上に立って、今後食育をどうしていくかと、こういう話になってくるのだろうと思いますが、それで、先ほど来、議論が行われているわけでありましてけれども、まず、食育推進計画の他の都道府県での策定状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

企画担当課長

他の都道府県の食育推進計画についてのお尋ねでございますが、現在、私どもが把握している限りにおきましては、41都道府県において策定ということになってございます。現在策定していない県は、埼玉県、千葉県、長野県、鳥取県、広島県と本県を含む6県でございます。

此村委員

何でこんなに遅くなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

企画担当課長

国の食育推進計画におきましては、平成22年度までに全都道府県で食育推進計画を策定することを目指しているところでございます。そこで、神奈川県といたしましては、この平成22年度までというスパンの中でこの計画を策定するということはもちろんでございまして、その中で少しでも早く策定をするということも一つの考え方でございます。

ただ、神奈川県といたしましては、この計画を神奈川県らしい計画ということにするために、まずは890万人の県民が多様な生活を送っている本県におきまして、県民の皆さんの食育に対する意識ですとか、あるいは食に関する状況を把握した上で、その特徴を踏まえた計画づくりを行う必要があると考えたところでございます。

そのために、まず、本年度、アンケート調査を実施するために、昨年度来からアンケート調査の内容、この検討を進めておりまして、その予算計上の後に本年度アンケート調査を実施したところでございます。

それから、県内では、既に多くの食育にかかわる団体が活動してございまして、これ

らの団体の意見を伺いながら、計画づくりや計画の実行を図る必要性があると、こんなふうに考えたところでございます。そのために、本年3月、関係団体ですとか学識経験者あるいは公募県民の皆様方からなる神奈川食育推進県民会議の設置を行い、その御意見を伺いながら計画策定を進めているところでございます。

さらに、去年の夏でございますけれども、新たな食育に取り組もうとする動きがございました。これが神奈川・食育を進める会でございますけれども、それが今年6月に発足いたしました。こういった民間団体の動きを待ちまして、そことの連携も図りながらこの計画をつくっていきたいというふうに考えたということもございまして、結果として、この時期の策定スケジュールというところに相なった次第でございます。

此村委員

この問題は、私も昨年6月の本会議の代表質問で取り上げた問題でございまして、そのときから見ても、まだ、早まっていないというか、そのときも遅いと、もっと早くやるべきだと、こういう指摘をさせていただいたわけでありましてけれども、41都道府県ではやっている、今、課長からお話があったように、みんないろいろと同じようなことをやっているわけですよ。それで、神奈川県だけこれだけ遅いと、こういうことでほかの県よりも良いものをつくるからということなのだろうと思うのですが、ほかの都道府県の食育推進計画よりも神奈川県らしいというのか、ここは優れているのだと言えますか。骨子案がここに出ておりますけれども、どれが神奈川県らしくて、他の都道府県から見て時間をかけたかがあったと言えるのか、教えていただきたいと思っております。

企画担当課長

他県より優れた部分というところでございます。何をもちょう優れた部分というふうに評価していただけるかどうか、これは計画を策定した後に、県民の皆様方あるいは委員の皆様方に御評価いただくべきところかというふうに考えておりますけれども、今のところ、私どもは、まずは神奈川県らしい計画を策定しようというふうに考えてございまして、今回、食育推進計画の施策展開の方向と考え方といたしまして、三つの考え方をお示しさせていただいているところでございます。

まず1点は、生産地、加工地、大消費地が近接しているというような状況、ここら辺を踏まえてどういった施策展開ができるかどうか。

2点目は、先ほど申し上げましたように、いろいろな県民の方々、それから団体が食育に取り組んでいるということ、こういった団体の皆さんですとか、県民の皆さんとパートナーシップを築きながら、この計画をつくっていくというプロセス、これをまずは大切にしたいというところ。

最後に、食をめぐる多様な歴史や文化、これに恵まれているというところ、これもいろいろな団体の皆さんから情報をいただき、あるいは、私どもとしても勉強しながら策定をしていきたいと、こういった三つの観点から神奈川県らしさを打ち出していこうというふうに考えているところでございまして、この点につきましても、先般5月に開催いたしました食育推進県民会議の中でお示しをさせていただいて御議論をいただいたところでございます。

此村委員

要するに、私どもは、県議会議員として県政全般にわたるいろいろなこの施策を皆さんから示されて見ているわけですよ。早く進むものと、いつまでたっても進まないものと、この違いは一体何なのだとおっしゃっているのですが、皆さんは一生懸命やっているんで、これはある意味では、県のトップの人たちの姿勢にもよるのかなというふうにも思っているのですが、そういった意味で、細かいことをお聞きしましたけれども、この食育については非常に遅いのではないかとおっしゃりたいのです。

そういった意味で、この食育に対しては、本気になって真剣に神奈川県がやる気になっているのかなという少し疑問を持ってしまうような、それぐらい遅いということ。その後、今度は市町村がやらなくては駄目なのです。県がやるまで市町村は動けないということなのです。

そういうことで、神奈川県がやっていることが、全国的に食育で一つの流れがある中で非常に遅いなど。何で遅いのだろうと。皆さんは熱心なのだろうけれども、トップの方が余り熱心ではないのではないかなと。そういうような感じがしましたので、これは指摘をさせていただいておきます。

そして、とにかく早目につくってもらいたいということと、本当に遅くなったけれども、こういった特徴があったのかと、こういう他県にはないものがあったのか、そういうようなことをきちんと入れて、遅くなったメリットをきちんと発揮できるようにしていただきたいと思っております。

そこで、一つは提案なのですが、食育を進める上では、この食育推進活動にインセンティブを与えるという意味で、このすぐれた取組を何らかの形で発表するとか表彰するとか、そういったインセンティブを与えるような取組が入っていませんが、こんなことも是非取り入れた方がいいのではないかとおっしゃるのですが、どうでしょうか。

企画担当課長

確かに、委員のお話にありましたインセンティブを与えるような取組、これは食育を進める上で非常に効果的な取組であると私どもも考えてございまして、そこで、お手元の資料でございまして、骨子案の食育推進運動の展開というところを御覧いただきたいと存じます。17ページの上から2段目のC、「食育推進のための意識啓発」というところでございます。

ここの骨子案におきまして、食育推進施策展開の基本的施策でございまして「食育推進運動展開」、この中で、食育推進ポスターコンクールの開催ですとか、あるいは食育活動団体への表彰、これを位置付けているところでございます。ただ、この取組につきましては、単に、神奈川県が独自にといたしますか、行政だけが単独で実施するといつても、これはその重みといたしますか、インセンティブにはなかなかかなりにくいことあるかと思っております。

したがって、この事業につきましては、今後、関係団体ですとかあるいは企業の方々との連携を図りながら、取組を更に高めていくような工夫を凝らしながら施策化を図っていきたく、こんなふうにお考えのところでございます。

此村委員

これをきちんと形にさせていただいて、県民が一つの励みになるようなそういうものに

なるようにしていただきたいと、こういうふうに思います。

それと、13ページの計画骨子案のエの部分ですね。「県民、事業者団体、市町村など、その役割と特徴を活かした様々なパートナーシップの下で食に取り組むための計画」であると、こういうことになっているのですが、この様々なパートナーシップの下でという、普通こういった計画とか条例だとかになると、責務とかいろいろとありますよね、責任とか責務とか。ここでは神奈川県の責務ということどこかに入っているのですか。

パートナーシップの下で食育に取り組むための計画となっていますけれども、これを見ますと、いろいろな会議の、食育の推進に向けた庁内推進体制、県民との推進体制、民間団体等との推進体制、市町村、国等との推進体制、これは個別に県が中心になっていろいろとやっているのですが、全体の計画を推進するための総体的なそういう推進体制というか、総会とかそういうのはないのですか。

企画担当課長

現在、県の今回の計画を策定している段階で、平成19年3月に神奈川食育推進県民会議という会議を設けさせていただきました。これは教育ですとか保健ですとか、あるいは製造流通、農林水産、学識経験者、それから市町村、さらには、その他マスコミの方々ですとかあるいは一般公募県民の方々、こういった方々28名による会議でございます。

これは、あくまで現段階では、食育推進県民会議、県としての食育推進計画を策定するためにいろいろな御意見をいただくといった位置付けでこういった組織を設けさせていただいたわけですが、今後、食育推進計画が策定された後におきましては、この食育推進計画がきちんと進ちょくしているかどうか、こういったことをチェックしていく機関として、さらには、この中には様々な運動団体ですとか業者団体の方も入っていらっしゃる。そういった方々が中心となって、県民運動としての食育を推進するためのけん引役となっただけならばと私ども考えてございまして、そういった御提案等も今後させていただきたいというふうに考えているところでございます。

此村委員

そうしますと、推進体制としては、現在ある神奈川食育推進県民会議を計画の推進体制として発案をしていくと、そういうことでよろしいのですね。

企画担当課長

そのとおりでございます。

此村委員

分かりました。それで、この食育を推進するために、今、推進体制ができた。次は、それを更に法的な位置付けなりそういったものを与えて、そしてこの条例化ということが大きな課題であるというふうに思っております。

それで、里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例、これには条例をつくる。食育基本計画を推進したのに条例はつukらない、この違いは何でしょうか。

企画担当課長

その違いでございますが、直接、今の委員の御質疑のお答えになるかどうかで分かりませんが、まず、食育基本法でございますが、その第2条から第8条にかけて、国民の心身の増進と豊かな人間形成等の七つの基本理念をまずは示してございます。

それから、第9条では、この理念にのっとりまして、国や地方公共団体が食育推進基本計画を策定、実施することとしてございます。

国では、これを受けまして、平成18年3月に食育の推進に関する施策についての基本的な方針を明らかにした食育推進基本計画を定めたところでございます。それで、この法律の17条でございますが、都道府県は、国の食育推進計画を基本として計画を策定するよう努めることとされているところでございます。

このように、食育に関する基本理念ですとか、それから基本方向につきましては、国の食育基本法ですとか食育推進基本計画に示されておりまして、更に共通する施策が私どもの神奈川県都市農業推進条例に示されていくと、こういった状況でございます。

県といたしましては、こういった基本理念等を踏まえまして、神奈川の特徴を生かしながら、県民をはじめとしたそれぞれの自治体の実践活動が展開できるような条件づくり、こういった環境づくりなどの具体的な取組、これを明らかにさせていただくのがまずは先決ではないかなと、そんなふうを考えているところでございます。

その点で、法的あるいは国の計画、こういったところの関係で、里地里山の条例というところとは少し違うのではないかというふうを考えているところでございます。

此村委員

要するに、基本的な、具体的な取組を今回は計画で示しましたよということですね。具体的な取組を明らかにしたと。これを推進するために、よく皆さんは計画に実効性を持たせるために条例をつくり出すと言うではないですか。今回は実効性を持たせなくてもいいということですか。

企画担当課長

確かに、条例制定の意義というのは、もちろん委員御指摘のとおりであろうかと思えます。その中で、実効性を持たせるためということでございますが、もちろん条例があつて実効性が担保できること、例えば、規制的な条例ですとか、あるいは義務的な条例、そういったことはもう明らかに条例がなければ進められないということもであろうかと思えます。

一方で、この施策を進めるための手法として条例が必要かどうかということにつきましては、先ほども申し上げましたように、現在、県民ですとか企業の皆様方が、自主的に様々な運動を繰り広げてございます。その中で、果たして神奈川県の役割として何が必要なのかと、そういうお話を伺っていきながら、これはもう条例の中できちんと神奈川県の役割を規定していくべきであろうと、そういったお話が出てくる可能性もございます。そういったお話などもいただきながら、また、条例の必要性等につきましても、私ども検討してまいりたいというふう考えてございます。

環境農政総務課長

ただいま企画担当課長から推進計画の位置付け等についてお話しさせていただいているところでございます。

また先ほど来、委員からも条例についてのお話をいただいたところでございます。その中で、やはり神奈川県としても、食育推進計画の策定が遅いのではないかという御指摘、これを私は非常に真しに受け止めております。そういった中で、今は計画の策定、

これにまず力を注ぎ込む、そして神奈川の計画を策定することによって、それぞれの市町村が計画をしていただくと、このことが必要なのかなど。

そういった中で、今後、食育の取組状況を見ながら、各委員の皆さんの御意見を踏まえまして、条例の必要性につきましても改めて検討してまいりたいと、このように考えてございます。

此村委員

条例があれば皆さんもやりやすいし、進みやすいということは分かるだろうと思います。

それなのに、環境農政部だけではないけれども、ほかの部からも今回も条例がいろいろと出ています。なぜこんなというようなものに条例を足してみたり、これは本当に条例が必要ではないかというようなことを頑として条例化を拒否してみたり、全然一貫していないのですよね。

一方では、どうでもいいようなのが並んでいて、もっと必要なものを入れていないという、その辺のところを私は今申し上げたのです。本当に条例が必要か必要でないか、何が条例として必要なのか、実効性を持たせるために必要なのかということです。県民とか行政だとか、いろいろな事業者だとかの役割や責務をきちんと法的に定めて、それでこの県議会の中で十分に議論をして、きちんとしたものをつくってこの計画を進めていくものと、行政の計画としてつくったものを進めていくのとは全然違うわけです。そういった意味で、この食育ということは、食の安全もそうでもありますけれども、本当に目前の問題、それから長期的な問題、食に対する安全・安心、そういうのを含めて、県民の健康を考えて、それこそ最大限の県としての力を入れたと、もうこれ以上やることはないぐらいの力を入れてやっていくよという、一つの姿勢ということを考えれば、当然この条例化ということを考えるべきではないか、このように私は思っております。

これは、今、課長からもお話がありましたように、とりあえずは計画をつくりたいと、すぐつくりたいということですから、これはもう早くつくってもらって、この実効性を更に上げるために、是非条例化を真剣に検討していただきたいというふうに思っております。

食育については以上で終わります。

次に、廃棄物のリサイクル及び適正処理の管理について質疑させていただきます。

循環型社会の構築を目指して、資源の循環的利用や廃棄物減量化あるいはリサイクルを工夫するために、事業者の取組や仕組みも大事であることは間違いないわけですが、こうした中で、廃棄物から様々なリサイクル製品が生まれておりますが、この利用促進もやっていく必要があるというふうに私は思っております。

一方、廃棄物の適正な処理について、不法投棄だとか様々な不正処理が最近また連日のように伝えられておりますが、これもしっかりと不法投棄等がないように活動していく必要があると、こういうふうに思っているわけですが、そこで何点かお伺いしたいと思っております。

まず、廃棄物から再生されたリサイクル製品について、独自の認定制度を行っている都道府県があるというふうに承知いたしておりますが、これはどのような制度なのか、

また、全国的な実施状況はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

廃棄物対策課長

まず、このリサイクル推進認定制度の内容でございますけれども、いわゆるリサイクル製品、これまで不要として排出されていたものを再生資源材料として製造・加工されたものことでございますけれども、このようなリサイクル製品を申請に基づきまして都道府県が認定する制度でございます。

このような認定制度につきましては、資源の有効活用という点、それからまた、各地域のリサイクル産業の振興という効果があるかと考えております。具体的な製品としては、各県で行われている状況を見ますと、建設廃材やコンクリート廃材から回収された再利用土とか路盤材であるとか、それから再生紙とか廃プラスチックなどから再生された瓶であるとか、様々な製品があるようでございます。

次に、全国的な実施状況でございますけれども、実態を見ますと、全国で、愛知県、大阪府など35団体で実施しておりまして、実施していない団体につきましては、本県を含めまして、関東近県、東京都など首都圏を中心に12団体となっております。

此村委員

それで、このリサイクル製品の認定制度、この名前からしても、今、若干中身を勉強しても、循環型社会に貢献する制度であり、多くの自治体がやっているということについては、やはり当然だなと、そういうふうに思っております。この制度を導入したことによる効果、神奈川県はやっていないわけですから、余り認めていないのかどうか分かりませんが、効果にどのようなものがあるのか、逆に、課題の方が多いかと思っております。課題についてもお聞かせいただきたいと思います。

廃棄物対策課長

これは実際に制度を運用している道府県に伺った内容でございますけれども、効果につきましては、当然ながら、廃棄物の減量化、資源の循環に寄与すると。それから、事業者とか県民の意識向上に役立つと。それから、公共事業での優先的利用が図られたり、製品の売上げがアップしたと、このような効果があったと言われております。

それから次に、課題でございますけれども、大きな問題が二つほどございまして、まず最初に、認定に当たっての安全性の確保という問題がございます。これは、例えば、平成17年度に三重県のフェロシルト事件というのがございまして、三重県の認定を受けた再生製品が埋戻し材に使われまして、大量に、三重県、岐阜県、愛知県、京都府、4府県にまたがり、72万トン使用され、ここから有害物質六価クロムが流出したという事件がございました。こういうものを含めて、特に、もともと廃棄物ですので、有害物質が入っていないかという安全性の確保というのが、一番重要でございます。

次に、2点目、認定されたものにつきまして普及がなかなか進まないということです。これは価格の面とか市場の面もございまして、なかなか普及が進まないという面もありまして、なかなか売上げが伸びないので事業者にメリットが少ないというようなところが指摘されているところでございます。

此村委員

私は完璧な政策というのはないのだろうというふうに思っています。したがって、政

策を進めるに当たって、必ずいい部分がもちろん多くあって、若干マイナス面なんかも、フォローする面も当然あるのかなと思っているのですが、こういう今の問題、リサイクル社会、循環型社会を推進する上において、メリットがあって、それからデメリットという課題もあると。

問題は、メリットを推進するためにこの課題をどう解決していくかと。これは、私は行政の姿勢でなくてはならないだろうと思っております。全体として、時代に合ったリサイクルを促進するための一つの制度、37道府県でやっている。根本としては、皆さんも認めているのだと思うのです。したがって、それを進めていくよと。しかし、デメリットもある。その課題を解決しながら全体的な方向としては良い施策だから進めていくという、こういう姿勢でなければならないと思います。

そういった意味で、神奈川県としてデメリットをメリットに変えるぐらいの気持ちで、こうした制度の立ち上げ、神奈川県独自といいますか、それこそ神奈川らしい制度の立ち上げをすべきであると、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長

先ほど申し上げた課題、二つの課題を持っておりますので、今やっている団体でそれぞれの状況を聞いておまして、具体的に申し上げますと、認定に当たっての基準はどんなものであるかとか、例えば、先ほどのような事件も踏まえまして、安全を確保するためには、どのような試験とか検査が必要なのか、それをどんなところでやっていくのかというようなところを、今、詳細に確認しているところでございます。

さらに、先ほどの2点目の問題、認定されたものの普及・促進を図るにはどうしたらいいのか、それから、実際にこういう製造業者、購入者に対してどのようなメリットを与えるかというような点も含めて研究しているところでございまして、具体的にリサイクル製品の促進というのは非常に重大な課題だと思っております。そういう意見も踏まえながら、もしリサイクル製品の促進をするのであれば、より効果的にやるにはどうしたらいいのか。例えば、神奈川県の全域でやるのと、八都県市全体でやるのか。さらには、国に対して、基準を設けて欲しいというような点もございまして、こういう点を踏まえて、本県の中でも、県土整備部で若干こういう認定制度を今、検討中でございますので、県の中、それから八都県市、県内の政令市も含めて今後検討していきたいと考えております。

此村委員

是非お願いしたいと思えます。

それともう一方、この廃棄物の適正処理ということで、横須賀にできたかながわ環境整備センター、非常に激しい反対運動が起こっていた時代を覚えているだけに、良いものを一緒に造っていただいたと、こういうふうに思っておりますし、将来またどこかで造らなくてはならない時代が来たときには、造ってもかまわないよというような、そのようになってほしいなど、このように思ったわけでありまして。そこで、この産業廃棄物の排出・運搬、処理の一連の流れを確認して、適正管理をするための電子マニフェストの普及が進められているわけでありましてけれども、この電子マニフェストの内容、普及状況についてお聞かせをいただきたいと思えます。

廃棄物対策課長

電子マニフェストの内容でございますけれども、廃棄物処理法では、廃棄物、産業廃棄物を委託した場合には、廃棄物を排出する毎に、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストと言っておりますけれども、これは通常のいわゆる「宣言」とはまた違うマニフェストでございますけれども、これを交付しまして、廃棄物が収集運搬、中間処理、最終処分される一連の処理の流れを確認するという仕組みがございます。

これは、通常、紙でやっているのですが、電子マニフェスト制度につきましては、この紙マニフェストの代わりに通信ネットワークを利用して、こうした流れを管理するもので、指定法人である（財）日本産業廃棄物処理振興センターというところが一括して情報管理する全国統一の制度でございます。平成13年度から導入されたところございまして、情報管理の合理化につながったり、偽造がしにくい、それから、処理システムの流れの透明化を図れる、こういうメリットがあります。

次に、この普及の状況でございますけれども、全体では、平成17年度末現在で、総マニフェストの3.5%という状況にとどまっているのが現状でございます。このような普及が進まないという状況を考えまして、国の方では、電子マニフェストの普及が急務であるということで、全国都道府県とか政令市に対して協力を呼び掛けたりしまして、平成22年度には普及率は50%にしたいという目標を設定しております。政府全体、都道府県もそうですけれども、合わせて電子マニフェストの推進を図っていくと、こんな状況でございます。

此村委員

普及がなかなか進まない、難しい点もあるのだと、そういう話がありましたけれども、この電子マニフェストを活用した取組の一環として、埼玉県で産業廃棄物の追跡システムを開発しまして、この不適正処理の防止に努めていると、このような新聞報道があるわけですが、そこで、埼玉県の追跡システムの具体的な内容について把握していたらお聞かせいただきたいと思っております。

廃棄物対策課長

全体的な産業廃棄物の追跡システムというのは、民間企業等も今一緒に開発しているところがございますけれども、先ほどの電子マニフェスト制度に追加してアプリケーションソフトを付加するというものでございまして、処理の確認入力の際に、画像であるとか、それから位置の情報であるとか、場合によっては音声であるとか、こういうものによって排出事業者が実際に処理の状況を確認できるというシステムでございます。

埼玉県の制度につきましては、これは「産廃上手」という名前なのですが、NTTグループ内の（株）エヌ・ティ・ティエムイーという会社と埼玉県が連携・協力してシステムを構築したものでございまして、平成17年度にニーズ調査を行いまして、平成18年度にシステム設計を踏まえまして、今年の5月より開始をしているものでございます。

これは、利用者が電子マニフェストの料金に加えて、当該システムの加入料とか使用料を負担するという形になっております。このシステムの具体的な内容については、デジタルの画像とGPSを融合したもので、実際に積込みであるとか、積卸しの写真を見

られるとか、それからGPSで位置が確認できると、こんな形のものでございます。

埼玉県におきましては、こういうシステム開発に当たっては、データ提供であるとか、それから、説明会など普及に努めているというところでございます。

此村委員

廃棄物を適正に管理し、不法投棄を防止するというところで、少なくとも、今、全体で進められている電子マニフェストよりも、役立つというか実効性のある制度であると、そのように受け止めております。ただ、若干今言われた課題もあると、こういうことでありますので、こういった制度につきましても、全部埼玉県にまねた方がいいですよとかそういうことではなくて、やはりいかに廃棄物の適正管理、不法投棄を防止するかということを含めて適正管理をどうするかということ、より実効性のある施策としては、電子マニフェストを活用した制度、さらにまた、IT立県なんて言われている神奈川県でありますから、恐らく埼玉県よりも進んでいるのだろうと自負はしているわけですが、神奈川県の内在するそういった力を最大限に発揮して廃棄物を適正処理するための、また、不法投棄を防止するためのシステムは何なのか、こういったことを是非、神奈川県らしい施策として検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長

まず、このようなシステムにつきましても、効果であるとか普及の状況を確認し、ほかのアプリケーションソフトにつきましても状況を把握しながら、どのような形で活用できるのか検討していきたいと思っております。

また、電子マニフェストの普及というのは、先ほど申し上げましたように3.5%と非常に低いものですから、まずベースを整えることが非常に重要ですので、そこにつきましては、県内の産廃業者と連携しながら、事業者に対する説明会の中で普及を図るとか、積極的にバックアップ、普及を図っていききたいと思っております。